

IoT・AI・ロボット導入補助金に関わるQ&A集（2020年度版）

1. 補助金の仕組みについて		
	質問	回答
1-1	公募は先着順で採用されますか？	先着順ではありません。
1-2	既に開発が進行中の事業は補助の対象になりますか？	既に進んでいる事業は対象外です。 但し、事業を適切に分割して、交付決定後に開始する事業を作ることで、補助を受けられる場合があります。交付決定通知前に発生した経費は補助の対象になりません。また、 <u>公布決定通知前に発注（契約）を行うと補助の対象にならないので注意して下さい。</u>
1-3	ひとつの開発業務を、複数の会社が分担して実施する場合、それぞれが応募することは可能か？	個々の会社が担当業務について申請することは可能です。但し、審査は個別に行うので、両方とも採択されるとは限りません。
1-4	複数の補助金申請を行っても良いですか？	雇用数が満たされれば、複数の応募も可能です。但し、雇用の重複のカウントはできません。 なお、予算を超える多数の応募があった場合には、1社複数の採択が審査で否定的な要素と判断される可能性が有ります。
1-5	「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」に参加するメリットは何ですか？	補助金、セミナー、企業間マッチングなどの、「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の事業のサポートを受ける前提となります。未参加企業は補助金の申請を行うことができません。
1-6	「ひょうご次世代産業高度化プロジェクト」の参加申込書に、対象業種にチェックを入れる欄があるが、該当する事業が複数ある場合はどうするか？	該当する業種すべてにチェック入れてください。
1-7	補助金の申請額は、上限額（50万、100万、250	上限額に合致させる必要はありません。例えば1人に雇用実績（又は計画）に基づき、上限額であ

	万、500万)に合致させる必要はありますか？	る100万ではなく、70万で申請することも可能です。
1-8	計画していた雇用が、事情により見込めなくなった場合はどうすればよいですか？	雇用計画の未達成が確実にになったら、速やかにNIROに連絡をして対応を相談して下さい。状況により変更申請を提出していただく場合があります。また、その内容により補助金の交付決定額が変更になる場合があります。
1-9	会社の主たる業務は商社ですが、一部事業ではメーカー（製造業）の機能も有しています。補助金の申請の前提となる対象業種となりますか？	補助を申請する事業（メーカーの機能）を行った実績があり、かつ、当該事業が指定業種に該当する場合には、補助金の申請をしていただけます。
1-10	ものづくり補助金を利用して上工程にロボットを導入する計画だが、その下流の検査装置導入に本補助金を活用可能か。	別のプロジェクトと見なせるため、問題無い。但し、ものづくり補助金が不採択の場合の対応を申請書で表明すること。不採択時にも、本補助事業の実行に影響が出ないならば問題無い。
1-11	特定顧客向けの製品開発に適用できないとの記述がある。開発成果を先ずA社向けに適用するが、その後他向けにも適用する計画がある場合にはどうか？	特定顧客向けではなく、多数の需要家向けの事業と考えられるので、本補助金の適用は可能である。具体的に問合せをすることを推奨する。
1-12	特定顧客向けの製品を専ら製造しているが、ロボットやIoTを導入して効率化を図りたい。補助対象になるか？	導入した設備・技術が特定顧客向け以外の製品製造にも使えるのであれば補助対象になる。但し、例えば金型のように、他に転用できない場合には問題となる可能性があるため、個別に相談をして下さい。
1-13	工場は兵庫県内にあるが、本社は県外になる。応募可能か？	本事業を主に行う事業所が県内にあり、県内での雇用を予定していれば申請可能である。
1-14	補助事業の実施が、県内と県外に分かれる場合は応募可能か？	事業の主たる実施場所が県内であれば申請可能。県外の事業所で発生する人件費の計上も可能です。
1-15	IT導入補助金との併用は可能か？	申請内容によりますので、個別にご相談ください。
1-16	合同会社も対象になるか？	合同会社も補助対象事業者となります。
1-17	パッケージソフトでAIと記載されている製品を購入した場合は、AIに当てはまりますか？	一般的には対象になると考えられますが、具体的なパッケージソフトの内容によりますので、個別にお問い合わせください。
1-18	短軸のロボットシリンダーを組み併せて多軸(4軸以上)にした場合、対象に当てはまりますか？	一般論としては対象になると考えられますが、個別にお問い合わせください。

1-19	プロジェクト参加申込書と補助金申請は同時申し込みでも問題ありませんか。必ず時期をずらす必要がありますか。	補助金申請の添付書類としてプロジェクト参加申込書の写しを添付する必要があるため、先にプロジェクト参加申込書を兵庫県に提出してください。
1-20	緊急事態宣言中だが申請書の持込は可能か？	申請書を持参、提出いただくことは可能です。
1-21	3年計画の事業の1年目の実施内容を申請可能か？	1年目の成果を明示できる形であれば、申請可能です。
1-22	外注への開発依頼において、下期以降は上期進捗によって依頼内容が変更になる可能性が高いのですが、このような場合の見積はどのように考えておくべきでしょうか。	現時点での計画での見積を取得してください。 計画が変更になった場合は、その時点で変更申請を出してください。

2. 雇用目標に拘る質問		
	質問	回答
2-1	雇用目標に記載可能な新規雇用は正社員に限り ますか？	正社員（直接雇用する、雇用期間に定めのない社員）の雇用が対象になります。 本補助金でいう正社員とは以下の4つの要件をすべて満たす者のことをいいます。 ① 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。 ② 派遣労働者でないこと。 ③ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。 ④ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。
2-2	派遣社員を受入れた場合や、アルバイト・パートの採用は新規雇用になりますか？	派遣社員の受け入れは雇用にはなりません。 アルバイトやパート社員の採用も、補助事業の新規雇用とは認められません。
2-3	勤務日数の少ない社員の採用は新規雇用になりますか？	既に正社員として雇用している人と同じ日数の以上の勤務であることが必要です。 例えば、既に週3日勤務の正社員を雇用されている会社では、同じ日数以上勤務する方の採用が新規雇用と認められます。
2-4	アルバイト・パート社員の正社員転換は新規雇用になりますか？ 派遣社員を正社員として雇用した場合は新規雇用になりますか？	新規雇用としてカウントできます。 新規雇用としてカウントできます。
2-5	新規雇用者は補助事業に従事する必要がありますか？	補助事業に関係して新規雇用者が採用されることが必要です。新規雇用者が、直接補助事業に従事する必要は有りませんが、関係性（例えば、補助事業に従事する社員の従前の業務を担当するなど）の説明ができることが必要です。 全く関係性のない場合は、雇用数としてはカウントできません。 不明な場合は個別にお問い合わせ下さい。
2-6	新たに役員に採用した場合、新規雇用になりますか？	役員（取締役）は、被雇用者ではないので、雇用とは認められません。

2-7	新規雇用（例えば2名）した一方で、以前からの社員が退職（例えば1名）した場合の雇用人数は？	新規雇用の人数が雇用者数となります。（退職者を差し引く必要なし） 例でいうと、2名の雇用となります。
2-8	雇用人数としてカウントした人が、別の事業所に転出した場合は問題無いか？	一定期間補助事業との関係性が説明できる状態にあった後の転出であれば問題無い。
2-9	雇用人数に外国籍の従業員をカウントできますか？	正社員として採用したのであればOKです。
2-10	新規採用者は兵庫県在住が必要か？	兵庫県内で雇用され、勤務地が兵庫県内にあれば、在住は県外でもかまいません。
2-11	補助金に採択されながら雇用を達成しなかったら、不支給または返納になるか？	補助事業実績報告の段階で、新規雇用実績者数と2021年6月までの採用内定者数の合計が、補助金申請時の補助金上限額で決まる新規正規雇用者数を下回る場合には、補助額を削減する場合があります。なお、補助上限額が500千円の場合は、この限りではありません。

3. 経理的なことに係る質問		
	質問	回答
3-1	申請時に見積を添付することになっているが、どこまでの項目に必要か？	見積書は補助事業の主な経費項目について添付いただくのが望ましい。価格表でも可。事業の経費額の妥当性を判断する目的で見ます。
3-2	ロボットを導入する場合に、自社で開発する周辺機器の材料・部品の購入費は補助対象となりますか？	補助対象の事業費（材料費）です。 ただし、当該機器を完成状態で購入する場合には補助対象外の事業費（備品費）とみなされます。
3-3	複数年に渡るリース期間のリース料を事業費として計上可能か？	交付決定通知～事業終了までの期間のリース料が事業費として計上できます。 但し、補助事業（導入又は開発）に必要な期間のみ計上可能です。例えば導入後の立上げが終了し、定常的な生産運転に移行後の費用計上はできません。
3-4	ロボットを導入する場合、ロボットのメーカーからロボットの使い方を指導してもらう費用は何になりますか？	補助対象の事業費（外注費）となります。但し、見積書、請求書等の書類で指導に関わる費用が特定できる必要があります。 ロボット本体の費用と区別できない場合には、補助対象外の事業費（備品費）として取り扱います。
3-5	交付決定後に事業の予算配分が変更になった場合はどうなりますか？	科目（人件費、補助対象の事業費、補助対象外の事業費）間の予算額が、補助金額の20%以上、又は50万円以上変動した場合には、速やかにNIROに連絡して「補助金交付決定内容変更承認書」を出してください。なお、変更内容によって補助金交付決定額に変動が出る場合があります。
3-6	補助事業に必要な研修の参加費用は補助対象の事業費になりますか？	補助対象の事業費となります。教育を外部の業者に委託するので、外注費となります。
3-7	人件費の計算方法、認められる範囲を教えてください。例えば、賞与の取り扱いはどうなりますか？	実績報告の際には、人件費額は健保等級により決まる時間単価に、補助事業への従事時間を乗じて人件費を計算します。賞与がある場合には、賞与ありのケース用の時間単価を使用します。 なお、交付申請の段階では、月例賃金＋賞与の月割り分を1カ月間の人件費とみて、当該社員の従事時間を考慮して人件費を算出しても構いません。
3-8	クレジットカードによる支払は認められるか？	原則的には認められない。 ただし、インターネットでの購入等でクレジットカード払いでなければ支払いが難しい場合は認める。この場合、会社名義のクレジットカードを使い、以下の証憑を残してください。

		<p>①クレジットカード支払い時の控え</p> <p>②カード会社からの請求明細</p> <p>③カード会社への支払証明</p>
3-9	従業員による費用の立替払いは認められるか？	原則として立替払いは行わず、企業として費用を支出するようにしてください。
3-10	国内/海外ネットショップでの物品購入では見積書(社印のあるもの)の入手が困難です。	インターネット等の価格提示に関しては、価格表示画面のコピーを見積書としてください。
3-11	見積依頼をメールで行ってよいですか？その場合の証憑はメールを印刷したものでよいですか？	見積依頼をメールで行い、そのメールを印刷したものを証憑として可です。 見積を依頼する場合は、方法によらず（メール、書面とも）、必要な情報（引合品名称、仕様、引合数量、取引に関わる諸条件）がきちんと記載されているようにお願いします。
3-12	例えば9万円（10万円未満）のパソコンは税法上資産ではないが、これを10台購入した場合の90万円は、補助対象の経費となるのか？	パソコンのように単独で機能を発揮し、補助事業とは別の目的で使用できる機器については、10万円未満であっても補助対象外の事業費（備品費）として取扱います。 扱いが不明な場合は、個別に問い合わせてください。
3-13	ソフトウェアの扱いは？	パッケージソフトを購入する場合は補助対象外の事業費（備品費）として扱います。ソフトを開発する場合には補助対象の事業費（外注費）として扱います。パッケージソフトをカスタマイズする場合には、パッケージ分とカスタマイズ費用に分けて、それぞれ備品費、外注費となります。
3-14	謝金の単価基準はあるか？	補助金制度としての基準はありません。補助事業者の社内規定、あるいは講師の見積額により決めることとなりますが、世間の常識的な水準である必要があります。
3-15	人件費は、兼業の場合、勤務表などの提出が事後で必要となってくるのでしょうか？	専業・兼業によらず補助事業に従事した時間を証する記録として、作業日報、勤務表などを残していただく必要があります。採択された企業には、経理説明会で細かく説明を行います。
3-16	例えばソフト開発を外注する場合、複数照会が必要ですか。	10万円を超える発注の場合は原則として比較見積が必要です。ただし、対応可能な業者が1社のみ等合理的な理由がある場合は、業者選定理由書を作成することで、比較見積を不要とするkとおができます。
3-17	市販のIoT ゲートウェイ機器を購入し組み込みソフトを自社開発の場合、このゲートウェイは材料費扱いでしょうか備品費扱いでしょうか。	ゲートウェイは備品扱いとなります。
3-18	設備導入による、付帯設備（ゲートウェイや配線	一般的には、設備導入に付随したゲートウェイや配線工事は備品となります。

	工事等) は対象になりますか? 備品扱いでしょうか	
3-19	ロボットの導入で、ロボット本体、ハンド等ロボットの周辺パーツ、ティーチング用のソフトウェアはどの費目になるか。	<p>ロボット本体は備品費として補助対象外の事業費です。</p> <p>周辺パーツ (図面に基づく製作品) は外注費として補助対象の事業費です。</p> <p>ティーチングを行うツールとしてのパッケージソフトは備品費として補助対象外の事業費です。</p> <p>ロボットの動作プログラムの製作を外注する費用は、外注費として補助対象の事業費です。</p>
3-20	RPA ソフトウェアの年間ライセンス料は補助対象経費の項目は②③どちらに該当しますでしょうか。	RPA ソフトのライセンス料は「補助対象の事業費」のサービス利用費に当たります。ただし、事業開始～事業終了までの期間の利用料であり、当該期間内に支払いを行ったものに限りです。
3-21	ロボットそのものは設備で対象外ですか?	ロボットの購入費用は備品として、「補助対象外の事業費」に計上してください。

以 上